

議案第 1 7 4 号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表川崎市中部児童相談所の項中「川崎市高津区末長 1 丁目 3 番 9 号」を「川崎市高津区久本 1 丁目 4 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

中部児童相談所を移転するため、この条例を制定するものである。